（測量法施行規則の一部改正）

第二条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（資格を証する書類） **第八条**　法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補の資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。 一　（略） 二　法第五十条第二号に規定する短期大学等において、令第十四条第二項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書 三・四　（略） 2　（略） 別表第七（第七条関係） （第一面） 測量士 測量士補登録申請書 収入印紙 （消印してはならない） × 登録番号 × 登録年月日 平成　年　月　日 私は、測量士 測量士補の登録を受けたいので、測量法第49条の規定により、別紙資格を証する書類を添えて登録の申請をします。 平成　年　月　日 国土地理院長　殿 住所 氏名 （署名） イ　フリガナ 氏名 ※性別　男　女 年　月　日生 専門とする測量の分野 事務所又は業務所　名称　所在地 勤務先における職務の内容 ロ　※ 測量士・測量士補となる資格 測量法第50条該当者　第1号　第2号　第3号　第4号　第5号 同法第51条該当者　第1号　第2号　第3号　第4号 ハ　大学、短期大学（専門職大学の前期課程を含む）、高等専門学校又は専門の養成施設 学校名　所在地 学部名等 学科名等　専攻・コース名等 年　月　日　入学　年　月　日　卒業 入所　修了 備考 （用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。） （第二面）（略）	（資格を証する書類） **第八条**　法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補の資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。 一　（略） 二　法第五十条第二号に規定する短期大学等において、令第十四条第二項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書 三・四　（略） 2　（略） 別表第七（第七条関係） （第一面） 測量士 測量士補登録申請書 収入印紙 （消印してはならない） × 登録番号 × 登録年月日 平成　年　月　日 私は、測量士 測量士補の登録を受けたいので、測量法第49条の規定により、別紙資格を証する書類を添えて登録の申請をします。 平成　年　月　日 国土地理院長　殿 住所 氏名 （署名） イ　フリガナ 氏名 ※性別　男　女 年　月　日生 専門とする測量の分野 事務所又は業務所　名称　所在地 勤務先における職務の内容 ロ　※ 測量士・測量士補となる資格 測量法第50条該当者　第1号　第2号　第3号　第4号　第5号 同法第51条該当者　第1号　第2号　第3号　第4号 ハ　大学、短期大学、高等専門学校又は専門の養成施設 学校名　所在地 学部名等 学科名等　専攻・コース名等　年　月　日　入学　年　月　日　卒業 入所 備考 （用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。） （第二面）（略）
八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令 一　（略） 二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令 一　（略） 二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。